

令和4年度

PTA会員の皆様へ

生徒の学校生活に相互扶助の輪を

安全振興会加入のご案内

一般財団法人埼玉県高等学校安全振興会(以下、「安全振興会」という。)は、平成23年4月から新しい法律「PTA・青少年教育団体共済法」に基づき、従来の埼玉県高等学校安全互助会の事業を引き継いで、新たに共済事業として見舞金給付を行っています。これまでの安全互助会同様、生徒の安全教育支援事業を実施するとともに、学校の管理下で、生徒が不幸にして死亡したり、障害、負傷等の災害が発生した場合、学校からの請求により見舞金の給付を行っています。具体的には、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、「スポーツ振興センター」という。)から支払われる災害共済給付金を基にした普通見舞金の給付と、スポーツ振興センターからの給付が制限される場合の特別見舞金の給付及び生徒の死亡に対する供花料の支出を行っています。会の運営と見舞金の給付は、学校を通して納められる会費と、以前積み立てた給付積立金を取り崩して行われます。

◆安全振興会加入のお願い

(一財)埼玉県高等学校安全振興会 理事長 小澤 拓

コロナ禍が早く治まることを願う昨今です。私たち保護者や教職員は、生徒が毎日の学校生活で、通学を含め授業・部活動その他色々な活動を行うに当たって、いつも「不慮の事故に遭わないか」という不安を持っています。残念ながら、細心の注意を払って活動していても、実際、多くの災害が発生しています。

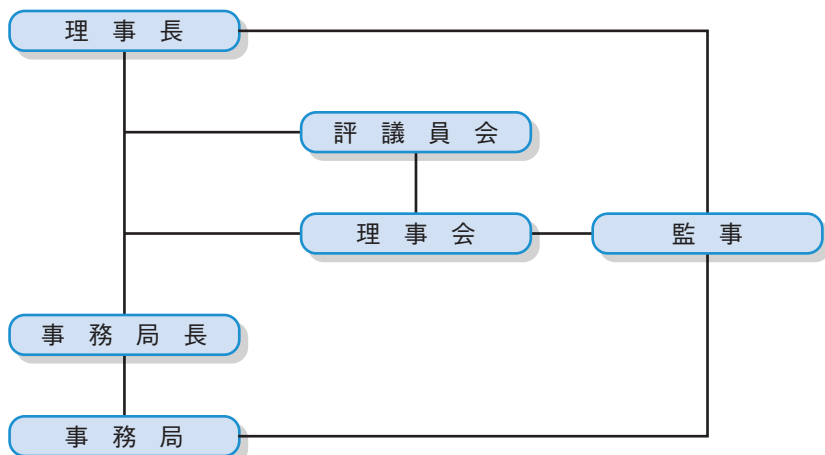
これまで、本県におきましては、平成元年に埼玉県高等学校安全互助会を発足させ、PTA会員の相互扶助の考えのもとに、生徒の安全教育支援事業を行うとともに、国のスポーツ振興センターの給付金の他に、独自の見舞金給付を実施してまいりました。

しかし、平成18年4月1日から「新保険業法」が施行され、これまで通りの運営は困難となりましたので、新たな法律の制定を求めながら、法律の枠内での特別な運営をしてきました。そうした中、平成22年度に文部科学省所管の「PTA・青少年教育団体共済法」が成立しましたので、この法律に基づいて新たな運営をすることが可能となりました。平成23年度から、この新しい共済法の下で、皆様からの会費と、以前、積み立てていた給付積立金を取り崩して運営しています。

これまで、高P連加入の多くの公立高校・特別支援学校に加入して頂いておりますが、是非、本会の主旨をご理解いただき、引き続き、各学校PTA単位で安全振興会に加入されますようお願いいたします。

◆会の運営等

1 組織



2 会計

会の運営につきましては、法律の関係で、共済会計と一般会計とに区分して行います。

- (1) 共済会計(会費)
見舞金の支払い、管理費、安全・健康教育に関する事業
- (2) 一般会計(過去の積立金の一部)
準備金として保管し共済会計以外の経費を支出

◆見舞金給付の内容

--- 令和4年度の災害についての見舞金 ---

☆見舞金等の種類と額は次のとおりです☆

- 1 普通見舞金…学校管理下の災害でスポーツ振興センターの給付対象になった災害に対し給付します。
 - (1) 傷病見舞金…同一の災害について、センターの給付額が15,000円以上の場合で、給付額の10分の3給付…4,500円～18万円
 - (2) 障害見舞金…1級500万円～14級15万円
 - (3) 死亡見舞金…500万円（突然死の災害は1/2）
- 2 特別見舞金…学校管理下の災害であってもスポーツ振興センターの給付対象とならない災害の場合や、相手方から補償（例：交通事故）があったためセンターからの給付がない場合についても、安全振興会では特別見舞金として、右のような給付を行います。

- (1) 歯科補綴見舞金…スポーツ振興センターの障害見舞金の給付対象とならない場合、本会の規程に基づき1本につき5万円の給付を行います。
- (2) 傷病見舞金
通院10日以上の場合…1日につき1千円（50日限度）
入院5日以上の場合…1日につき2千円（50日限度）
- (3) 障害見舞金…1級250万円～14級15万円
- (4) 死亡見舞金…250万円

3 供花料

会員の生徒が死亡した場合は、学校の管理下であるかにかかわらず、供花料として10万円をお支払いしています。

◆加入の手続きと会費

1 加入手続

- (1) 各単位PTA(学校)で取りまとめ、一括して申し込んでいただきます。
- (2) 各単位PTA(学校)では、所定の加入届を、後日改めて連絡した日までに提出してください。
- (3) 会費は、各単位PTA(学校)で取りまとめ、6月10日(金)までに払い込んでください。

2 会費

1人当たり年額、全日制(専攻科を含む)は**900円**、定時制は**450円**、特別支援学校(高等部)は**450円**です。

◆請求と給付

1 請求

見舞金については、学校から定められた書類の提出による請求を受けて、見舞金給付額を決定します。

2 見舞金給付の支払い

見舞金・供花料は、保護者(又は学校)が指定する口座を、学校を通して連絡いただき、その口座に振り込みます。併せて、給付通知書を保護者と学校の両方に送付します。

※給付の対象は、高校(高等部・後期課程)に入学を許可された日の属する年度の4月1日以降、学校管理下で発生した災害です(中学校の災害は対象外)。年度途中加入の場合等については、共済規程の定めによります。また、天災その他の非常災害の場合や、生徒の重大な過失や故意による災害については、スポーツ振興センターの扱いに準じます。その他、大規模な災害の場合には給付額や給付方法を別に定めることがあります。詳細については、「安全振興会の手引」が学校にお届けしてありますのでご覧ください。

※安全振興会が取得しました個人情報に関しましては、安全振興会個人情報保護規程に則り、見舞金請求手続及び安全振興会の運営に必要な範囲内で使用いたします。

◆見舞金の給付状況

◎給付の件数と給付額

種別	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (令和3年12月まで)
普通見舞金		7,201件(96,204千円)	5,108件(83,798千円)	1,921件(30,637千円)
特別見舞金		49件(5,021千円)	36件(1,549千円)	20件(1,404千円)
供花料		11件(1,100千円)	18件(1,800千円)	8件(800千円)
合計		7,261件(102,325千円)	5,162件(87,147千円)	1,949件(32,841千円)

◆会の運営

安全振興会は、高等学校PTA連合会、高等学校長協会、副校長・教頭会、事務長会、事務職員会、養護教諭会、学識経験者の代表者で、理事会、評議員会を構成して運営を行っています。日常の業務は、事務局及び各学校の担当者において処理されています。

一般財団法人埼玉県高等学校安全振興会

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2-2-20 かぶらぎビル4階

TEL 048-834-3480 FAX 048-767-5684

HPアドレス <https://saikouanshin.org/>